

衛生 第 567 号
令和 2 年 11 月 27 日

関係各位

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
(静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について (依頼)

日頃、静岡県行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、県内において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが多数発生し、感染症者の入院病床が急速にひっ迫してきております。

つきましては、別添資料を御参照いただき、感染防止対策の一層の徹底について御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、御不明な点がございましたら、最寄りの保健所までお問い合わせ願います。

担当 衛生課食品監視班
電話 054-221-3708

静岡県内保健所一覧(令和2年11月20日現在)

名称	担当	所在地 (電話番号)	所管区域
賀茂健康福祉センター 賀茂保健所	衛生薬務課	〒415-0016 下田市中 531-1 (0558-24-2054)	下田市・東伊豆町・南伊豆町・河津町・松崎町・西伊豆町
熱海健康福祉センター 熱海保健所	衛生薬務課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15 (0557-82-9116)	熱海市・伊東市
東部健康福祉センター 東部保健所	衛生薬務課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3 (055-920-2102)	沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町
	修善寺支所	〒410-2413 伊豆市小立野 66-1 (0558-72-2310)	伊豆市
御殿場健康福祉センター 御殿場保健所	衛生薬務課	〒412-0039 御殿場市竈 1113 (0550-82-1223)	御殿場市・小山町
富士健康福祉センター 富士保健所	衛生薬務課	〒416-0906 富士市本市場 441-1 (0545-65-2154)	富士市・富士宮市
中部健康福祉センター 中部保健所	衛生薬務課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1 (054-644-9283)	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町
	榛原分庁舎	〒421-0422 牧之原市静波 447-1 (0548-22-1151)	牧之原市・吉田町
西部健康福祉センター 西部保健所	衛生薬務課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4 (0538-37-2245)	磐田市・袋井市・森町
	掛川支所	〒436-0073 掛川市金城 93 (0537-22-3262)	掛川市・菊川市・御前崎市
	浜名分庁舎	〒431-0302 湖西市新居町新居 3447 (053-594-3661)	湖西市
静岡市保健所	食品衛生課	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1 (054-249-3161)	静岡市
浜松市保健所	生活衛生課	〒432-8550 浜松市中区鴨江 2-11-2 (053-453-6114)	浜松市(東区・西区・南区・中区)
	浜北支所	〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢 3000番地なゆた3階 (053-585-1398)	浜松市(浜北区・北区・天竜区)

飲食店の皆さまへのお願い



大声での会話・歌唱、マスクをつけない会話は感染リスクを高めるので、控えましょう

①テーブルは4人以下に

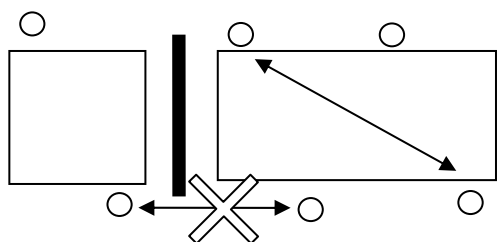
- ・ 大人数の会食を避けてください
少人数の子供、高齢者の介助者、障害のある方の介助者、同居家族は除きます
- ・ 人と人との距離は、1m確保（できれば2m）



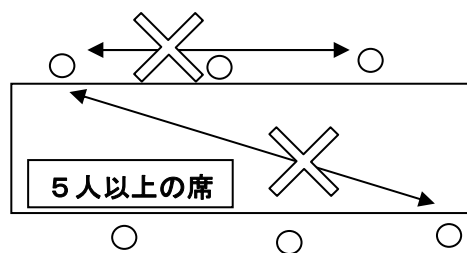
大人数の会食を避けてください

②5人以上の場合は、グループをわける工夫を

- ・ パーテーション、アクリル板、机、個室等を利用し、4人以下のグループになるようにしてください
- ・ パーテーションを挟んだ大声の会話や、グループ間の席の移動は避けてください



テーブル間の移動は、接触機会を広げます



距離があると、大声での会話になりやすい

③利用客にも協力をお願いしてください

- ・ お店の取組を店内の掲示やホームページ等で紹介して、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をお願いしてください
- ・ 飲酒をするのであれば
 - (1) 少人数・短時間で
 - (2) 普段一緒にいる人と
 - (3) 深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で
- ・ 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- ・ 席の配置は斜め向かいに
- ・ 会話やカラオケをする時はマスク着用
カラオケは感染リスクを高めます（別紙を参照してください）
- ・ 体調が悪い人は参加しない



会話はマスク着用

④感染症拡大予防ガイドラインの徹底を

- ・ 換気、小まめな消毒等の業種別ガイドラインの徹底を
- ・ 静岡県新型コロナウイルス感染症対策のポイントも参考に





静岡県
カラオケを伴う飲食店
の対策

5 6 7 新型コロナウイルスのポイント



新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染と接触感染です。そのため、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮した対策が非常に大切です。新型コロナウイルス感染拡大のリスクを減らすために、次の事項を参考に取り組んでください。

3つの密条件（密閉・密集・密接）を避けましょう

- 1 (エアコン以外の) 室内吸排気設備を常時稼働し、適切な換気を行いましょう
- 2 室内の座席間隔を、できるだけ2m（最低1m）もつけ、適切に椅子を配置しましょう
- 3 室内の定員が半数以下になるよう入場制限を行いましょう
- 4 マスク又は目や顔を覆う防護具を装着しての歌唱を促しましょう
- 5 室内清掃中は、必ずドアを開放し、換気を行いましょう



利用客への対策

- 1 体調不良の方は利用を遠慮してもらいましょう
- 2 店舗の入り口や手洗い場所等に手指の消毒薬を設置しましょう
- 3 十分な身体的距離の確保の重要性について理解を促しましょう
- 4 来場の際、家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載をお願いしましょう
- 5 室内へは、家族等の特定の利用者毎に案内し、人数によっては分散利用を促しましょう
- 6 店舗での取組について、掲示するなどして利用客に協力をお願いしましょう

店舗での対策

- 1 施設内は清掃時等に消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで必ず消毒しましょう
- 2 利用客がよく触る部分（マイク、リモコン、タブレット端末等）は、こまめに消毒しましょう
- 3 従業員は、出勤時の検温等の健康チェックを行い、体調不良時は休みましょう
- 4 飛沫を防ぐために、業務中はマスク又は目や顔を覆う防護具をできるだけ装着しましょう
- 5 飲食物の提供時には、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保ちましょう
- 6 キャッシュレス決済の導入やトレイの利用など、会計時の接触を避けましょう
- 7 人が対面するフロントは、アクリル板・ビニールカーテンを設置し、必要最小限の会話となるよう努めましょう

社交飲食業→

業種別ガイドライン
詳しくはこちら

カラオケ→

